

福島県立石川高等学校 学校運営協議会 傍聴規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県立石川高等学校 学校運営協議会（以下、「学校運営協議会」という）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第二条

- 一 傍聴者の定員は、会長が収容人員等を考慮して定める。
- 二 一で定めた定員を超える場合は、先着順に傍聴者を決定する。
- 三 学校運営協議会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、期日までに定められた方法により、会長に「傍聴希望」の申し出をしなければならない。

(傍聴することができない者)

第三条

- 一 決定した傍聴人以外の者
- 二 議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第四条 傍聴人は次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- 二 私語、談話その他の発言をしたり、拍手をしたり、騒ぎ立てたりしないこと。
- 三 みだりに席を離れないこと。
- 四 携帯電話、およびスマートフォンについては、マナーモードにし、使用を控えること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第五条 傍聴人は、写真、ビデオ等の撮影や録音等をしてはならない。

(違反に対する措置)

第六条 傍聴人がこの規則に違反したときは、会長は傍聴人に必要な指示をし、それに従わないときは、退場を命ずることができる。

(傍聴の禁止及び退場)

第七条 会長が傍聴を禁じ、又は退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

附 則

この規則は、令和6年6月13日から施行する。